

開かれた議会へ

議会基本条例推進に向けた取り組み

議員研修会

(1月11日開催)

平成22年12月定例会で可決・制定された議会基本条例について、議員全員が同じ認識のもとで本条例を推進していくために、議員研修会を開催しました。研修会では、全国で初めての議会基本条例の制定に尽力した、北海道栗山町議会前議会事務局長 中尾修氏の講演を受けた後、議員との質疑応答も行われました。



講師の中尾 修氏

現在日本にある自治体のうち、約1割が議会基本条例を

テーマ
「全国に広がる
地方議会改革」
講師 中尾 修氏
(前栗山町議会事務局長)



研修会では活発な質疑応答が行われた

制定し、さらにその数は増えています。議会の成果が市民から見えにくかったり、住民にとつてのメリットがなかなか示せないことから、地方議会に対する市民の評価は下がってきています。それら議会に対するイメージを払拭し、議会の活性化を進めるために制定されたのが議会基本条例です。

塩尻市議会基本条例では、年1回以上の議会報告会の開催や、市民との意見交換の場を設けることなどを明文化し、これまで以上の市民参加と情報公開に取り組んでいきます。議会基本条例の制定はあくまでスタート地点であり、今後この条例を推進していくことが何よりも重要なことです。

議会基本条例推進委員会を設置

塩尻市議会基本条例の推進に向け、議会基本条例推進委員会が設置されました。推進委員会では、①議会改革政策部会 ②広報部会 ③交流部会を設置し、各部会で具体的な取り組みの年次計画を立て、議会運営委員会に提案し、協議・決定を求める方向で検討されています。また、4月に行われる市議会議員選挙後の次期推進委員会への申し送り事項についても、基本条例の推進がスムーズに行えるよう、引継ぎの身についても確認を行いました。

議会運営委員会
○ 推進委員会における政策等の協議・決定
○ 議長、副議長選挙に関すること

推進組織

